

海浜エリアにおけるループバス（せんだい海手線 北ルート）実証運行業務 プロポーザル審査要領（プレゼンテーション）

1 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

2 業者選定方法

公募による提案審査型随意契約（プロポーザル方式）とする。

3 審査方法

(1) 審査決定方

参加業者から提出された提案書及びプレゼンテーションをもとに、審査委員において決定する。

(2) 評価基準

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

- ① 業務実施の方向性及び全体計画（配点15点）
 - ・ 事業の理解度
 - ・ 業務遂行能力
- ② 運行計画（配点30点）
 - ・ 時刻表の作成、停留所の設置位置・方法
 - ・ 使用車両の種類、ラッピングや表示の方法
 - ・ 車両の使用台数、乗務員の確保人数
- ③ 運行実務（配点30点）
 - ・ 乗降人数のカウント方法
 - ・ 運賃の収受方法
 - ・ 運行管理
- ④ 独自提案（配点10点）
 - ・ その他実証運行業務に係る独自提案
- ⑤ 業務の実施体制（配点15点）
 - ・ 実施体制及び実績
 - ・ 事業費の妥当性

(3) 予定価格

30,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

4 業者決定までのスケジュール

企画提案募集開始	令和6年3月8日（金）
企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和6年3月12日（火）
企画提案書作成等に関する質問への回答	令和6年3月14日（木）
参加表明書の提出期限	令和6年3月19日（火）
企画提案書の提出期限	令和6年3月25日（月）
企画提案書の選考（※プレゼンテーション審査）	令和6年3月27日（水）
企画提案書の選考結果の通知（予定）	令和6年4月上旬
契約締結及び業務開始	令和6年5月中旬

5 審査委員会

(1) 設置

参加業者から提出された提案書の審査を行い、委託業者の決定を行うため、審査委員会を設置する。

(2) 委員

審査委員会は以下の委員により構成する。

委員長 文化観光局観光交流部長

委員 文化観光局観光交流部観光課長

委員 若林区海浜エリア活性化企画室長

委員 宮城野区まちづくり推進部海浜エリア活性化担当課長

委員 公益財団法人仙台観光国際協会総務企画部 DMO 担当部長

(3) 議決の方法

- ① 審査委員は、それぞれの提案内容について、0～5の六段階評価にて別添採点表により採点を行う。
- ② 全プレゼンテーション終了後、委員同士で審査基準の確認等を行うための時間を設ける。
- ③ 前項の後、委員各自が採点を確定させ、事務局が取りまとめを行う。
- ④ 採点取りまとめ結果により、最も高得点の者を委託候補者に決定する。
- ⑤ 採点された評価の集計点が同点の場合の選定について
(ア)各審査員の評価で1位が多い者を最優秀提案者とする。
(イ)(ア)が同数の場合は、委員長が高い評価をしたものを最優秀提案者とする。
(ウ)(イ)が同評価の場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者とする。
(エ)(ウ)が同額の場合はくじ引きとする。

⑥ 評価

評 価	6段階評価
優れている	5
やや優れている	4
普通	3
やや劣る	2
劣る	1
企画提案書に記載がない	0

(4) 事務局

事務局は文化観光局観光交流部観光課に置く。

6 その他

その他本件委託候補者選定につき必要な事項については、観光交流部長が必要に応じて審査委員に諮り決定する。